

「エコアクション 21 地域事務局 岡山県環境保全事業団」認証・登録制度実施要領

1. 総 則

本要領は、公益財団法人岡山県環境保全事業団が、一般財団法人持続性推進機構（以下「中央事務局」という。）より認定された「エコアクション 21 地域事務局 岡山県環境保全事業団（以下「地域事務局 岡山県環境保全事業団」という。）」のエコアクション 21 認証・登録制度を公正かつ円滑に運営するため定める。

2. 運営方針

「地域事務局 岡山県環境保全事業団」は、「中央事務局」と密接な連携をとり、エコアクション 21 に係る事業者の認証・登録及びエコアクション 21 の普及促進等を行う。

3. 認証・登録の体制

エコアクション 21 認証・登録制度は、以下の体制で運営する。

3. 1 委員会等

「地域事務局 岡山県環境保全事業団」には諮問機関として、「地域事務局 岡山県環境保全事業団」運営委員会（以下「地域運営委員会」という。）、「地域事務局 岡山県環境保全事業団」判定委員会（以下「地域判定委員会」という。）を置く。地域運営委員会及び地域判定委員会の委員は、公益財団法人岡山県環境保全事業団理事長が委嘱する。

(1) 地域運営委員会の構成・審議事項

地域運営委員会は、事業者関係団体、環境保全関係団体、環境保全に関する学識者及び関係行政機関などの各界の有識者によって構成し、「地域事務局 岡山県環境保全事業団」認証・登録制度実施要領、地域運営委員会及び地域判定委員会等に係わる規程、その他エコアクション 21 認証・登録制度の運営に関する重要事項を審議する。

(2) 地域判定委員会の構成・審議事項

地域判定委員会は、事業者の環境への取組などに関する専門家や有識者によって構成し、事業者の認証・登録の可否等に関する事項等を審議する。

4. エコアクション 21 における事業者の認証・登録

4. 1 エコアクション 21 における事業者の認証・登録の基本的要件

エコアクション 21 の認証・登録を受ける事業者は、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）で規定する要求事項に基づき、以下の各号に掲げる基本的な取組を適切に実施し、認定・登録された審査員による所定の審査を受審し、判定委員会の審議を経て、これらで規定する要求事項に適合していると認められることが必要である。

(1) 全組織・全活動を対象として取り組んでいること。

(2) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、計画（Plan）、計画の実施（Do）、取組状況の確認・評価（Check）及び全体の評価と見直し（Action）の PDCA サイクルの環境経営システムを適切に構築していること。

- (3) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、構築された環境経営システムを適切に運用し、維持していること。
- (4) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、環境負荷（二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・総排水量等）を把握し、必要な環境への取組（二酸化炭素・廃棄物の排出量の削減、水使用量・化学物質使用量の削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組等）を適切に実施していること。
- (5) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、適用を受ける環境関連法規を遵守する仕組みが構築され、機能していること。
- (6) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、代表者による全体の評価と見直しを行っていること。
- (7) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、環境活動レポートを定期的に作成し、公表していること。
- (8) 事業活動の内容（業種・業態・規模）と、認証・登録の対象範囲（全組織・全活動）、環境への負荷の自己チェックの内容、環境方針・環境目標・環境活動計画の内容、環境活動レポートの内容が整合していること。

4. 2 エコアクション 21 審査員による審査

エコアクション 21 の取組を実施した事業者（以下「受審事業者」という。）は、ガイドラインで規定する要求事項への適合状況について、以下の手順により、認定・登録された審査員による登録審査を受審しなければならない。

- (1) 認証・登録を希望する受審事業者は、登録審査申込書に環境活動レポート及びその他の必要書類を添えて、エコアクション 21 の登録審査（書類審査及び現地審査）を「地域事務局 岡山県環境保全事業団」に申し込む。
- (2) 「地域事務局 岡山県環境保全事業団」は、受審事業者からの申し込みを受け付け、受審事業者の業種、業態及び規模、審査員の過去の審査実績、専門分野及び受審事業者の所在地と審査員の居住地・勤務地等を考慮し、担当審査員を選定する。
- (3) 「地域事務局 岡山県環境保全事業団」は、担当審査員として選定された旨を審査員に連絡し、審査員の了解を得た上で、審査員氏名を受審事業者に通知する。
- (4) 担当審査員は、受審事業者と認証・登録の範囲、審査工数及び現地審査の日程等に関して協議の上、登録審査計画書を作成し、「地域事務局 岡山県環境保全事業団」の確認を受けた後、受審事業者に送付する。
- (5) 受審事業者は、登録審査計画書の内容に疑義等がなければ、審査員に必要書類等を送付し、書類審査を受審する。
- (6) 審査員は書類審査の結果をエコアクション 21 書類審査報告書として取りまとめ、受審事業者に送付する。
- (7) 書類審査の結果、ガイドラインで規定する要求事項に適合していると認められた受審事業者は、審査員による現地審査を受審する。
- (8) 現地審査によりガイドラインで規定する要求事項に適合していると認められた場合は、審査員は、「地域事務局 岡山県環境保全事業団」にエコアクション 21 登録審査報告書

(以下、「登録審査報告書」という。)、環境活動レポート、審査で収集した文書、記録、その他の資料一式を提出する。なお、ガイドラインで規定する要求事項に適合しているが、改善を必要とする事項等があった場合は、受審事業者はその対応策を審査員と協議の上、必要な取組を実施する。

(9) 受審事業者は、審査員の審査結果について異議がある場合は、「地域判定委員会」に異議を申し立てることができる。

(10) 受審事業者は、審査員からの当該登録審査に係わる費用及び旅費に関する請求に基づき、直接、審査員に支払う。

4. 3 エコアクション 21 認証・登録手続規程の遵守

エコアクション 21 認証・登録制度に基づく審査の申込をした受審事業者は、「中央事務局」が別に定めている「エコアクション 21 認証・登録手続規程」を遵守しなければならない。

4. 4 「地域判定委員会」による審議

「地域判定委員会」による審議は、次の手順によって行う。

(1) 「地域判定委員会」は、審査員から提出された登録審査報告書、環境活動レポート等により、認証・登録の可否を審議し、判定し、「地域事務局 岡山県環境保全事業団」へ判定結果を報告する。

(2) 「地域事務局 岡山県環境保全事業団」は、「地域判定委員会」の判定結果を取りまとめ、登録審査報告書等の審査資料と合わせ「中央事務局」へ送付する。

(3) 受審事業者は、「地域判定委員会」の判定結果について異議がある場合は、「中央判定委員会」に異議を申し立てることができる。

4. 5 受審事業者の認証・登録

受審事業者の認証・登録は、次の手順によって行われる。

(1) 「中央事務局」は、「地域判定委員会」の審議によりガイドラインで規定する要求事項に適合していると判定した場合は、判定結果を受審事業者に通知するとともに、認証・登録申請書、エコアクション 21 認証・登録制度に基づく認証・登録契約書(以下「契約書」という。)及びその他の資料を送付する。

(2) 通知を受けた受審事業者は、所定の認証・登録料を、振込み手数料を負担の上、銀行振り込みにより納付し、契約書に署名、押印の上、認証・登録申請書とともに「中央事務局」へ返送する。

(3) 「中央事務局」は、認証・登録料の振込みを確認し、認証・登録契約を受審事業者と締結した後、認証・登録証を発行し、受審事業者をエコアクション 21 認証・登録事業者(以下「認証・登録事業者」という。)として認証・登録する。

(4) 「中央事務局」は、認証・登録事業名、認証・登録範囲及び環境活動レポートを、ホームページにより公表する。また、必要に応じて追録・改訂をする。

4. 6 認証・登録の期間、中間審査

認証・登録事業者の認証・登録の期間及び中間審査は以下のとおりである。

- (1) 事業者の認証・登録の期間は、2年間とする。
- (2) 事業者は、認証・登録を受けた後、原則として概ね1年後に、審査員による所定の中間審査を受審しなければならない。
- (3) 認証・登録後、初回の中間審査は、原則として現地審査を実施するが、認証・登録の更新後の中間審査においては、必要に応じて現地審査を実施する。
- (4) 中間審査により、ガイドラインで規定する要求事項に重大な不適合が発見された場合は、改善の指示を行ない、改善されない場合は「地域判定委員会」の審議により、認証・登録の一時停止あるいは取り消しを「中央事務局」へ提起する場合がある。

4. 7 認証・登録の更新

認証・登録の更新は、次の手順で行う。

- (1) 認証・登録事業者は、認証・登録を受けた後、2年以内に、審査員による所定の更新審査を受審しなければならない。
- (2) 更新審査により、ガイドラインで規定する要求事項に適合していると認められた受審事業者は、「地域判定委員会」の審議の上、認証・登録を更新することができる。
- (3) 更新審査の手続き等は、本規程の4. 1～4. 6を準用する。

4. 8 受審事業者の機密等の保持

「地域事務局 岡山県環境保全事業団」及び審査員は、受審事業者及び認証・登録事業者の業務上知り得た情報及び入手した業務に関する情報（既に事業者が公開している企業情報、中央事務局がホームページ上で公開する認証・登録関連情報及び環境活動レポートを除く）について、その管理を適正に行うとともにその機密を保持し、これらを第三者に開示しない。

ただし、法的要請による場合は受審事業者及び認証・登録事業者に事前に通知し、情報を開示する。機密保持は認証・登録契約終了後も継続する。なお、「地域事務局 岡山県環境保全事業団」及び審査員は、機密保持を含む「地域事務局 岡山県環境保全事業団」及び審査員としての遵守事項について、「中央事務局」に誓約書を差し入れる。

(附 則)

この実施要領は、平成27年4月21日から施行する。

【参 考】

認証・登録料（2年分）

従 業 員 数	料 金
10人以下	50,000円+ 4,000円（消費税）
11人以上300人以下	100,000円+ 8,000円（消費税）
301人以上500人以下	150,000円+12,000円（消費税）
501人以上1,000人以下	200,000円+16,000円（消費税）
1,001人以上	300,000円+24,000円（消費税）

- 注) 従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。また、常勤の役員も含まれます。
- 注) 複数枚の認証・登録証を希望する場合は、2枚目以降1枚につき3,000円+240円（消費税）の費用が必要となります。
- 注) 認証・登録期間中に、認証・登録範囲の拡大、事業の縮小、組織の改編、合併等により、認証・登録の対象範囲が変更になった場合は、認証・登録契約を再締結し、新たに認証・登録証を発行します。認証・登録料の従業員数の区分が変わる場合は、認証・登録事業者は、当初の区分の料金と新たな区分の料金の差額を納付してください。